

令和 6 年 2 月 9 日

実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目
5-12 上杉分庁舎 12 階
管理機関名 仙台市教育委員会
代 表 者 名 教育長 福田 洋之

1 管理機関

①管理機関（市区町村・都道府県）

ふりがな	せんだいし
管理機関名	仙台市
代表者職名	市長
代表者氏名	郡 和子

②管理機関（産業界）※ 2 団体以上ある場合は、適宜、欄を追加して記入してください。

ふりがな	いっばんざいだんほうじん みやぎけんじょうほうさーびすさんぎょうきょうかい
管理機関名	一般財団法人 宮城県情報サービス産業協会
代表者職名	会長
代表者氏名	阿部 嘉男

③管理機関（学校設置者）

ふりがな	せんだいしきょういくいいんかい
管理機関名	仙台市教育委員会
代表者職名	教育長
代表者氏名	福田 洋之

2 指定校名

学校名 仙台市立仙台工業高等学校
学校長名 校長 春日川 孝

3 事業名

「働きたい街 SENDAI」を目指して
～「地学地就」を目的とした（仮称）IT 科と（仮称）IT 専攻科の創設と「産学官」
連携によるデジタル技術を活用できるエンジニアの育成

4 事業概要

本事業を活用しながら、次の 3 点を目的として、IT 化が進行する地元企業への就職に直結した、効果的な指導体制のあり方と教育課程の編成について、地元企業と連携した実践を通じて協議し、整備していく。

なお、本事業で育むべき生徒像は単にデジタル器機の活用に秀でているだけでなく、「基本的なデジタル技術や情報セキュリティに係る知識と能力を身に付け」、「企業が取り入れている IT 技術について実習やインターンシップ等を通して学び」、「業種の融合や新た

な事業展開の可能性を広げるベースとして I T を活用できる」資質能力を身に付けた生徒と捉えており、C E O の采配や産業技術家教員の実践的で実務的な指導の果たす役割は大きなものとなる。

(1) 既存学科(機械科, 電気科, 土木科, 建築科)における, 実務に直結した I T 活用能力と, I T を活用した柔軟な対応力の育成

・連携企業の産業実務家教員に授業・実習等を担っていただくほか, 就労や課題研究におけるメンタリング, デュアルシステム等で協力いただくことを通し, 現在の企業が求める資質能力を身に付けた高卒者を輩出する。

(2) (1) に基づいた既存学科の改編と(仮称) I T 科の新設に向けた教育課程の編成・(仮称) I T 科の設置と, (仮称) I T 専攻科など上位の学びにつなぐ連携の可能性の検討を進め, これからの時代に重要となる, I T 技術が持つ, 様々な領域を融合する可能性を活用できる基礎力と発想力を身に付け, 地域への就労(「地学地就」)につなげる。特に BIM などの運用は, 情報技術科目の一環として, 他のデジタルツールの運用などと共に実施されている。産業界からは主として建設現場の施工技術者育成を託されていることから, 社会人として必須のデジタルリテラシーの獲得を目標にし, これにより将来, 地域企業のイノベーションに貢献できる人材育成に, 地域の学校が寄与する, 地域の「人材育成エコシステム」につなげていく。

(3) 「産学官」連携によるデジタル技術を活用できる人材育成の他校への適用

前述の指定校では, マイスター・ハイスクール C E O が既存学科担当と情報交換を行い, 各科が関連する業種での A I やロボット等の最先端技術を導入している地域企業から産業実務家教員の協力を得ながら, 質の高い授業や実習を行い, 時代に即した工業界の就労に直結した I T 技術を活用できる能力を身に付けた人材の育成を目指す。

5 年後, 10 年後の社会変革を見据え, 今後, 事業の成果は, 仙台市立高等学校各校の実情に応じて教育課程に反映させていくことも視野に入れている。

例えば, 商業高校では卒業後は商業の学びを生かし, 事務職を中心に小売業や金融業に従事する者が多い。情報セキュリティの管理, ネットワークの設計や構築を含め, 事務職として即戦力となるよう, デジタル器機や会計業務に係るアプリケーション活用能力を身に付けることを重視してきた。

しかし, これまでの対面や紙による取引から電子化への転換期を迎えている昨今, 商業高校においても大学や企業と連携して商取引の現状を学び, 新たな商品の開発, 関連企業との業務提携, マーケティング市場の開発, 企業情報の発信等に, 柔軟な発想で I T を活用できる能力を身に付けることは必須である。

大学進学者においても卒業後は地元企業に就労する者が多く, 商業高校における I T 活用能力の育成は, 工業高校と同様に持続可能な「地学地就」につながり, 本市の施策である「働きたいまちづくり」に貢献することになる。

5 学校設定教科・科目の開設, 教育課程の特例の活用 (□で囲むこと)

ア 学校設定教科・科目を開設している

☒ イ 教育課程の特例の活用している

6 事業の実施期間

契約日～令和7年3月31日

7 令和6年度の実施計画

- (1) 「プログラミング（専門分野のソフト等を含む）を活用する能力」「情報を活用する能力」「他者と協働する能力」を、情報社会に対応した工業人に求められる資質・能力として位置づけ、各事業で系統立てて育成できるよう調査・研究・実践を行う。
- (2) 情報社会に対応した工業人育成を目的とし、令和5年度に実施した事業に基づき、より発展的な企業との連携型学習プログラムを創出しつつ、系統立った事業展開となるよう調査・研究・実践を行う。
- (3) 工業各科の特長を生かしつつ融合させる取組として、「学科横断型課題研究」に関する研究を行い、校内で調整を進める。
- (4) 就職希望者を対象に、令和5年度にメンタリング研修を受講した社会人との面談を実施し、社会人として必要なコミュニケーション力等の向上を図る。
- (5) テクノボランティアやプログラミング出前授業、LEDイルミネーションを通して、学びの先にある就労を意識しながら地域社会に貢献しつつ、工業高校に対する理解の裾野を広げる。同様に学校HPをリニューアルし、マイスター・ハイスクール事業の広報も含め、情報発信力を強化する。
- (6) 仙台市経済局、宮城県情報サービス産業協会、仙台建設業協会、仙台電気工事事業協同組合、宮城県測量設計業協会、その他ものづくり地域企業と連携し、CEOのトータルマネジメントにより、工業各科の事業を検討・展開する上で必要な産業実務家教員を適切に配置していく。
- (7) 校内推進委員会について、円滑に議論を進めるために「新学科設置推進部門」と「授業等検討部門」を明確に分けて再編し、進捗状況は職員会議の場で全職員と共有する等、学校体制を整備する。特に「新学科設置推進部門」に関しては、カリキュラムの具体をはじめ、設備や広報等を包括的に検討し推進する。また、「情報系専攻科」の設置に関しても、別途調査・研究を行う。

<添付資料>

- ・令和4年度入学生、令和5年度入学生、令和6年度入学生教育課程表

8 事業実施体制

意思決定機関の体制（マイスター・ハイスクール運営委員会）

氏名	所属・職
有本 昌弘	東北大学 大学院教育学研究科・教授
松田 勝敬	東北工業大学 工学部情報通信工学科・教授
深松 努	仙台建設業協会・会長 (株式会社 深松組 代表取締役社長)
前澤 博	仙台電気工事事業協同組合・理事長 (大平電気 株式会社 取締役会長)
阿部 嘉男	宮城県情報サービス産業協会・会長 (株式会社 SRA 東北 代表取締役社長)
柳津 英敬	仙台市経済局・局長
福田 洋之	仙台市教育局・教育長
春日川 孝	仙台市立仙台工業高等学校・校長

事業実行機関の構成（マイスター・ハイスクール事業推進委員会）

氏名	所属・職
伊藤 正則	宮城県情報サービス産業協会・理事・CEO (株式会社エスクルー 代表取締役)
大森 清視	株式会社アルファビジョン 顧問
樋口 祐紀	産業実務家教員 (株式会社ナナイロ 執行役員)
櫻井 洋実	産業実務家教員 (株式会社コー・ワークス 営業部長)
菅野 大樹	産業実務家教員 (株式会社力道電設 代表取締役)
笠原 亨	仙台建設業協会・総務兼土木委員長 (伸和興業株式会社 代表取締役)
大沼 覚	仙台市立仙台工業高等学校・教頭
小室 孝博	仙台市立仙台工業高等学校・主幹教諭
高橋 るみ子	仙台市立仙台工業高等学校・教諭 建築科 科長
伊藤 篤	仙台市立仙台工業高等学校・教諭 機械科 科長
佐々木 康	仙台市立仙台工業高等学校・教諭 電気科 科長
鯉谷 博文	仙台市立仙台工業高等学校・教諭 土木科 科長
久本 久	仙台市経済局産業政策部産業振興課・課長
西城 光洋	教育局学校教育部高校教育課・課長
齋藤 一豊	教育局学校教育部高校教育課・指導主事

9 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間（令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会		●									●	
事業推進委員会		●			●			●			●	
校内推進委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
産業実務家教員等による授業・実習		●	●	●		●	●	●	●	●	●	
企業・先端技術見学							●	●				
社会貢献事業							●	●	●			
評価アンケート		●	●	●		●	●	●	●	●	●	
メンタリング事業			●	●	●	●	●					

10 知的財産権の帰属

※いずれかに○を付すこと。なお、1.を選択する場合、契約締結時に所定様式の提出が必要となるので留意すること。

- () 1. 知的財産権は受託者に帰属することを希望する。
 (○) 2. 知的財産権は全て文部科学省に譲渡する。

11 再委託の有無

再委託業務の有無 有 ・ ☒ 無

12 所要経費

別添のとおり

※課税・免税事業者： 課税事業者・☒ 免税事業者 (□で囲むこと)